

新庄庁舎及び新庄健康福祉センター空調設備等賃貸借業務に係る審査実施要領

第 1. 選考方法

選考は、新庄庁舎及び新庄健康福祉センター空調設備等賃貸借業務に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）による一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、一次審査及び二次審査の合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

第 2. 一次審査（50点満点）

審査は、委員会事務局（管財課）において以下のとおり書類審査を行い、①～②の合計点を一次審査の得点とする。

①同種業務の実績（20点満点）

ア) 同種事業（10点満点）

対象：【様式 4-1】受注実績調書(同種事業)

評価方法：過去5年以内（平成28年3月26日～令和3年3月26日）に、官公庁において空調設備の導入に係るリース事業の受注実績を1件とし、件数に応じて以下の配点を行う。

実績数が3件以上ある。	10点
実績数が2件である。	8点
実績数が1件である。	6点
上記に該当する実績はなし。	0点

イ) 補助事業（10点満点）

対象：【様式 4-2】受注実績調書(補助事業)

評価方法：過去5年以内（平成28年3月26日～令和3年3月26日）に、官公庁において省エネルギーに係る補助事業を活用したリース事業（採択されたものに限る）の受注実績を1件とし、件数に応じて以下の配点を行う。

実績数が3件以上ある。	10点
実績数が2件である。	8点
実績数が1件である。	6点
上記に該当する実績はなし。	0点

②価格点（30点満点）

対象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

提案費用

- ・最低見積価格者の得点は30点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

$$\left\lfloor \frac{\text{「価格点} = 30 \text{点} \times (\text{最低見積価格}^{\ast 1} / \text{見積価格}^{\ast 2}) \text{」}}{\quad} \right\rfloor$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

第3. 二次審査（110点満点）

参加者のプレゼンテーションによる審査を行い、一次審査の得点との合計点数の高い者の順に受託候補者及び次点候補者を選定する。

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1人につき110点満点・7名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

第4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

日時：令和3年4月28日（水）予定（別途連絡）

場所：葛城市役所（別途連絡）

出席者：1提案者5名以内

- ・設計業務責任者は必ず出席すること。

実施時間：1提案者30分以内

- ・事前準備・片付けに係る時間は含まない。
- ・質疑応答のための時間を10分程度確保すること。

①プレゼンテーションの順番

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

②その他

- ・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

第5. 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

- ・一次審査及び二次審査の合計点の満点（160点）の6割（96点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

- ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。